

偉泣血拜立又設置神主于海國寺前書琉球眞巖玄性居士靈位後記琉球國渡嘉敷親雲上麻眞富寬延二己巳歲正月十二日四十歲卒永代月忌供料金三兩寄附焉事見別錄其寺住持叔峯祀之隨付與金三兩以永代之祭資享年四十號眞巖

乾隆十四年己巳三月十三日為吊祭事 聖上遣女官賜御香五本御玉貫一雙

十二世眞成 渡嘉敷里之子親雲上

童名松金唐名麻元鼎行三康熙五十一年壬辰十一月十九日生

父眞仲

母展氏眞蒲戸

室向氏天久親方朝柴女眞松 乾隆二十三年戊寅十月七日死號解心

長女思龜 乾隆二年丁巳十一月十八日申午時生嫁于温氏森山里之子親雲上紹保

長男眞叙

次女眞牛 乾隆十五年庚午二月二十九日生

繼室趙氏仲村渠親雲上保弘女眞蒲戸 嘉慶三年戊午四月十日死號履謙

三女武樽金 乾隆二十七年壬午十一月十日生

尚敬王世代

雍正二年甲辰二月十八日結敬誓

乾隆三年戊午六月十二日叙若里之子

乾隆四年己未七月朔日因國中地方御支配為針圖筆者 勤役十箇月

乾隆五年庚申十二月十九日為給地御倉筆者

乾隆八年癸亥六月十五日叙黃冠

乾隆十五年庚午六月六日為錢御藏大屋子

乾隆十六年辛未十二月二十三日蒙錢御藏役之時褒書其書如左

覺 (原文草書)

午七月未六月迄分御藏役人

村山親雲上

渡嘉敷の親雲上

喜屋武筑登之

仲本筑登之

右役中帳内無出入相調引合方(等)無遲、相濟外段被申出神妙存外、

此旨右面、口達ニ可申渡者也

十二月廿三日

三司官

勘定奉行

尚穆王世代

乾隆二十年乙亥十二月四日因 冊封使責臨為御進物方筆者

乾隆二十九年甲申三月朔日為讀谷山間切檢者

乾隆三十四年己丑二月九日不祿享年五十八號仁岳

十二世眞勝 渡嘉敷親雲上

童名思龜唐名麻元楷行四康熙五十四年乙未五月二十九日生因弟甥眞敦無嗣乾隆二十四年己卯十二月朔日奏 訟繼其家跡

父眞仲

母展氏眞蒲戸

室姚氏比屋根親雲上元及女小滿金 康熙五十九年庚子十月九日生乾隆五十年戊申九月十九日卒壽六十九號權然

長男眞喜

次男眞弼 別有家譜

長女思戸 乾隆九年甲子八月七日生

次女松金 乾隆十一年丙寅十一月二十七日生同十九年甲戌十月二十四日死享年九號知幻

乾隆十六年辛未九月十五日為御物奉行方筆者相附

尚穆王世代

乾隆二十一年丙子二月二十三日為御物奉行方筆者

乾隆二十四年己卯十二月朔日因繼眞敦家統任渡嘉敷間切惣地頭職

乾隆二十五年庚辰七月任御所帶方及琉御藏方御賦調部主取職則預備度支事至本年十一月事已竣 兼勤本職

乾隆二十六年辛巳正月因國中儉約任御欠略方加勢中取職至十一月事已竣 兼勤本職

本年十二月三日轉任御物奉行方帳主取職叙當座敷

乾隆二十七年壬午十二月朔日叙座敷

乾隆二十八年癸未二月三日任瑞慶覽翁主大親職 兼勤本職

乾隆三十一年丙戌二月朔日為進貢事耳目官阿必振知花親雲上守亮正議大夫阮大鼎宣部親雲上赴中華時奉 命為頭號船官舍三月十日因行儉約國中兼本職任諸事取責中取職九月十九日賜御茶飯十二月二十二日乘船翌年正月十七日那霸開船到馬齒山二十九日到姑米山二月十二日放洋處處灣泊二十一日到閩安插館驛凡照例施行公務雖然染病閏七月二日卒享年五十三號忠岩

十二世眞滿 渡嘉敷里之子親雲上

童名眞山戸唐名麻元勳行五康熙五十八年己亥九月二十五日生

父眞仲

母展氏眞蒲戸

室向氏平安座親雲上朝智女眞鍋 乾隆二十五年庚辰九月十日死享年三十八號桂輪

長女塩滿金 乾隆八年癸亥十月十一日生 嫁于楊氏長堂里之子親雲上

次女思龜 乾隆十二年丁卯六月十七日生嘉慶二十三年戊寅二月二十二日死壽七十二號心空

三男眞恒 別有家譜

四男眞懿 童名小滿金唐名麻廷運乾隆十九年甲戌十一月十三日生同三十一年丙戌十二月十一日死享年十三

尚敬王世代

雍正五年丁未九月二十六日結敬誓

乾隆四年己未十二月二十一日為普請奉行所筆者叙若里之子

乾隆八年癸亥七月五日為川調方筆者

乾隆九年甲子五月朔日為那霸湊浚方筆者勤役八箇月 此時總奉行向氏玉川按司朝雄向氏東

乾隆十年乙丑十二月十八日為給地御藏筆者拜 朝廷之時 聖上遣女

官賀賜御玉貫一雙 原是御近習筆者勤故也

乾隆十二年丁卯賞賜褒書其書如左

覺 (原文草書)

實年給地御藏役人

田頭て親雲上

久志子親雲上

渡嘉敷里之子

上地筑登之

右者役中帳内無出入相調引合方(等)無遲、相勤、且又拜借帳之儀儀氣を付調置外付、早速相送外段其座より申出有之神妙ニ存外、此旨

右面、口達ニ可申渡者也

卯 五月十二日

三司官

勘定奉行

乾隆十二年丁卯六月十五日叙黃冠

乾隆十四年己巳正月二十四日為御物奉行方假筆者

- (49) 鉄籠 鉄のたが。
- (50) 竹婦人 竹夫人とも。涼をとるため寝台に置く竹のたがかご。
- (51) 小瓶 小さなかめ。

2-50-26 琉球国中山王尚穆の、乾隆三十一年の進貢のため、都通事魏猷蘭等に付した符文

(乾隆三十一年《一七六六》、十一、二十四)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆三十一年の進貢の期に当たれば、特に耳目官阿必振・正議大夫阮大鼎・都通事魏猷蘭等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し海船二隻に坐駕せしめ、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して兩船に分載す。一船の礼字第九十一号には煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第九十二号には煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去する員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第九十号半

明書などをいう。ここでは符文を指す。

- (6) 阻留 ささぎりはばんで留める。通行を阻止して拘留すること。
- (7) 半印勘合 琉球よりの使節であることを証明する割り印を押した証明書。
- (8) 符文 琉球国王が進貢使節に対して発給した証明書。通常の進貢使のほか、冊封謝恩使・慶賀登極使・先帝への進香使・官生など、北京へ赴く人員に対して交付された。
- (9) 収執 受け取る。
- (10) 前去 行く、出向く。
- (11) 関津 水陸の要所に設置された関所。税関。
- (12) 巡哨 見回る。巡回する。巡邏する。
- (13) 驗実 調べて事実かどうか確かめる。
- (14) 留難 引き留めて難題をふっかける。
- (15) 遅悞 遅れて予定の期日に間に合わない。
- (16) 朝京都通事 京(北京)にのぼる都通事。もとは都通事と称したが、乾隆年間中頃から朝京都通事と称されるようになった。正使・副使とともに上京した。
- (17) 在船都通事 進貢船乗員の役職の一つ。赴京せず、その船で帰国する都通事を、進貢正副使とともに使節団の一員として北京へ赴く都通事と区別するための呼称。接回などの赴京要員のない渡航では、船と共に帰る在船都通事も単に都通事と呼ぶ。久米村系の人を任ずる。康熙十九年頃から、一回の進貢に在船都通事二人、在船通事一人が任ぜられ、頭号船には在船都通事一人が存留通事一人と共に、二号船には在船都通事・在船通事各一人が乗船するという形にはぼ定着した。
- (18) 毛景昌 ? 乾隆四十七年(一七八二)喜瀬親雲上(『家譜(三)』三〇三頁、向重勲の譜)、『宝案』では乾隆二十三年の在船都通事(巻四二)、三十一年の在船都通事(巻五〇)、三十九

印勘合の符文一道を給発し、都通事魏猷蘭等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す

正使耳目官一員	阿必振	人伴一十二名
副使正議大夫一員	阮大鼎	人伴一十二名
朝京都通事一員	魏猷蘭	人伴七名
在船都通事二員	毛景昌 ⁽¹⁸⁾	人伴八名
在船使者四員	阮為模 ⁽¹⁹⁾ 馬維章 ⁽²¹⁾ 麻元階 ⁽²²⁾ 毛允義 ⁽²³⁾ 郎昌 ⁽²⁴⁾	人伴一十六名
存留通事一員	鄭維興	人伴六名
在船通事一員	毛景裕	人伴四名
管船火長・直庫四名	陳天龍 ⁽³¹⁾ 馬永烈 ⁽³²⁾ 林維新 ⁽³³⁾ 安能慮 ⁽³⁴⁾	
水梢共		

右の符文は都通事魏猷蘭等に付し、此れを准けしむ
乾隆三十一年(一七六六)十一月二十四日

- 注(1) 洪恩 大いなる恩恵。
- (2) 装運 梱包し運ぶこと。
- (3) 礼字 交易船の確認のため船舶に付した番号で、勘合の用紙の束の名称が「礼」であることを意味する。
- (4) 差去 派遣する、つかわす。
- (5) 文憑 証拠となる文書。証明書。官吏の赴任命令証書、旅行証

年の朝京都通事(巻六〇)、四十五年の副使正議大夫(巻六六)として名がみえる。乾隆四十七年、北京を離れ福州へ戻る途中に福建省浦城県で病没(巻六八、『球陽』巻一六、尚穆王二十九年の条)。

(19) 阮為模 天久里之子親雲上(『家譜(二)』九二六頁、林維新の譜)。乾隆三十一年の在船都通事。

(20) 在船使者 進貢船で福建に渡り、進京せず、その船で帰国する使者を、同行の上京する使者と区別するための呼称。接回や探問など上京要員のない渡航では、船と共に帰る使者も単に使者と呼ぶ。首里・那覇系の人が任じられた。

(21) 馬維章 康熙五十一年(乾隆四十七年(一七二二)八二)。首里系馬姓八世。泉州親雲上良記。乾隆二十年当座敷、二十三年座敷、三十三年申口座に陞る。評定所筆者などを経て乾隆十九年の頭号船大筆者、三十一年の頭号船才府として中国へ赴いた。乾隆二十六年に具志川間切兼个段地頭職、三十二年に恩納間切安富祖地頭職を授かる(『馬姓家譜 支流 泉州家』)。

(22) 麻元階 康熙五十四(乾隆三十二年(一七一五)六七)。首里系麻氏(田名家)十二世。渡嘉敷親雲上真勝。乾隆二十六年当座敷、二十七年座敷に陞る。乾隆二十四年に渡嘉敷間切総地頭職を授かる。御物奉行方帳主取などを経て乾隆三十一年の頭号船官舎として中国へ赴き、三十二年に福州で病没(『家譜(三)』五九二頁)。

(23) 毛允義 呉屋親雲上(『家譜(二)』九二六頁、林維新の譜)。乾隆三十一年の在船使者。『宝案』では乾隆二十三年の在船使者(巻四二)としても名がみえる。

(24) 郎昌 乾隆三十一年の在船使者。『宝案』では乾隆三十五年の在船使者(巻五四)としても名がみえる。『五〇二八』では「郎昌」、「五四一〇」では「郎昌」、「五四一一」では「朗昌」と

二世眞宗 大城之子

童名小樽兼唐名麻省功行一永樂九年辛卯生忌日不傳號一心
父眞武

母玉城間切垣花邑之人

室眞和地間切儀間村之人也生死不傳號春桂

長男眞福

長女思戸 生死不傳號天德嫁于吳氏花城親方宗義

大城按司自害之時眞宗最幼穉未辨東西母公携引眞宗竄於故郷玉城間
切垣花之邑猶怕世之主聞知之又遁垣花而迴到眞和地間切儀間村之下
田原之藪塾居儀間之人民往往移居於彼數始成一村既俗名曰垣花是我
世祖家傳而全無支證也

三世眞福 儀間平良親雲上

童名思武太唐名麻普都行一景泰二年辛未生

父眞宗

母眞和地間切儀間村之人

室平良大阿母志良禮 不知為其父母何人嘉靖四十三
年申子九月十五日卒號花庵

長男眞孟

長女思戸 生死不傳嫁于封氏我那親方助元

尚圓王世代

成化年中為兼城掟

尚眞王世代

正德元年丙寅八月十日為進貢王舅亞嘉尼施正議大夫鄭玖長史蔡寅赴
于中華之時為勢遣富御船之官舍到閩

正德三年戊辰八月十三日為進貢正議大夫梁能長史蔡遷赴中華之時為

官舍到閩公務全竣回國其後任兼城地頭職

正德十三年戊寅六月九日轉任眞和地間切儀間平良地頭職其後叙座敷
數年之旅行祈其無事結願之時玉城天辻金珈破懸貳星金珠貳星奉寄進
也有此傳故至今吾家門詣于天辻

嘉靖十四年乙未六月五日卒壽八十五號心月

尚清王世代

嘉靖十四年乙未依眞福病故賜地頭職于室

尚元王世代

至嘉靖三十九年庚申二十六箇年令領地處婦人地頭職依不便成夫地世
世賜之矣此室死時從公儀賜葬禮及道祭文一本也右葬器之内籠繡棺被
壹覆麒麟之繡玉賈交毯子壹垂鳳凰繡包袱貳珠履一双世世為家珍也

四世眞孟 儀間親雲上

童名小樽兼唐名壽達魯行一弘治七年甲寅生

父眞福

母平良大阿母志良禮

室泉崎村之人也 萬曆六年戊寅九
月十日卒號秋桂

長男眞命

次男儀間筑登之親雲上

長女眞鍋 生年不傳嫁于傳氏佐邊親方厚上萬曆
三十一年癸卯十二月七日卒號道泉

次女思戸 生死不傳嫁于馮氏小敵親雲上清乘

尚眞王世代

嘉靖二年癸未八月二十六日為進貢謝恩正議大夫鄭繩長史金良赴閩之
時為寶丸御船之官舍到閩

尚清王世代

嘉靖十五年丙申五月十三日任西原間切天久地頭職

嘉靖十六年丁酉八月九日叙座敷

本年八月二十日為進貢事正議大夫陳賦長史蔡廷美赴中華之時為世續
富御船之使者到閩

嘉靖二十年辛丑九月七日為進貢使者隨長史蔡廷美赴閩

嘉靖二十四年乙巳十一月六日轉任眞和地間切儀間金城地頭職

嘉靖三十年辛亥四月十三日轉任眞和地間切儀間地頭職

嘉靖三十一年壬子六月月中牙浪沙森石普請經營事了有碑其銘曰

(原文章書)

やらさもりくすくのかくこ、又わたてひかわのミツのかくこハ三人
おろくの大やくもい、きまの大やくもい、かなくすくの大やくもい
いつきやめむちよくかたくかくこするへし

牙浪沙森堤城築畢海門壯觀勝於往古因之

尚清殿下偶為一覽嘉靖三十二年癸丑五月四日 聖駕一過幸哉此時有
聖旨光臨眞孟家宅此乃世世榮色無窮因此記之

爾來當唐船出入之時引之勢頭筑登之者引具家來赤頭三重城相詰平等
役筑佐事者引率豐見城間切小祿間切百姓牙浪沙森相詰平等役儀間之

地頭取乘小舟二艘左右漕出而送迎唐船者也又勅船出入之時平等役儀
間地頭朝衣朝冠也地頭叙座敷者蓋長柄之傘送迎港外之舊事也

萬曆五年丁丑四月十六日卒壽八十四號月花

萬曆五年丁丑四月十六日卒壽八十四號月花

五世眞命 儀間親雲上

童名眞三郎唐名麻時嘗行一正德八年癸酉生

父眞孟

母泉崎村之人也

室莊氏小祿親雲上宗親女眞鍋 萬曆四十一年癸丑八
月十四日卒號月浦

長男大嶺親雲上

次男儀間尔也

長女思玉 生死不傳嫁于俞氏
平安山親雲上重明

三男眞常

尚清王世代

嘉靖二十五年辛丑八月十日為勢治荒富筑登之役赴南蠻

嘉靖二十九年庚戌十月八日為進貢正使邁志刺赴閩時為官舍至閩回國
之後任今歸仁間切瀨底地頭職及任勢治荒富勢頭

嘉靖三十四年乙卯正月十日為進貢正議大夫梁顯使者馬忠章赴閩之時
為才府至閩

尚元王世代

嘉靖三十九年庚申八月八日轉任豐見城間切大嶺地頭職

嘉靖四十一年壬戌二月二十五日為探聽天使舟隻回朝消息事都通事梁
燦相共為才府赴閩

本年十二月五日任相應富勢頭

嘉靖四十二年癸亥十一月五日再任勢治荒富勢頭其後為數旅之忠賞叙
座敷終繼父之家跡轉任眞和地間切儀間地頭職

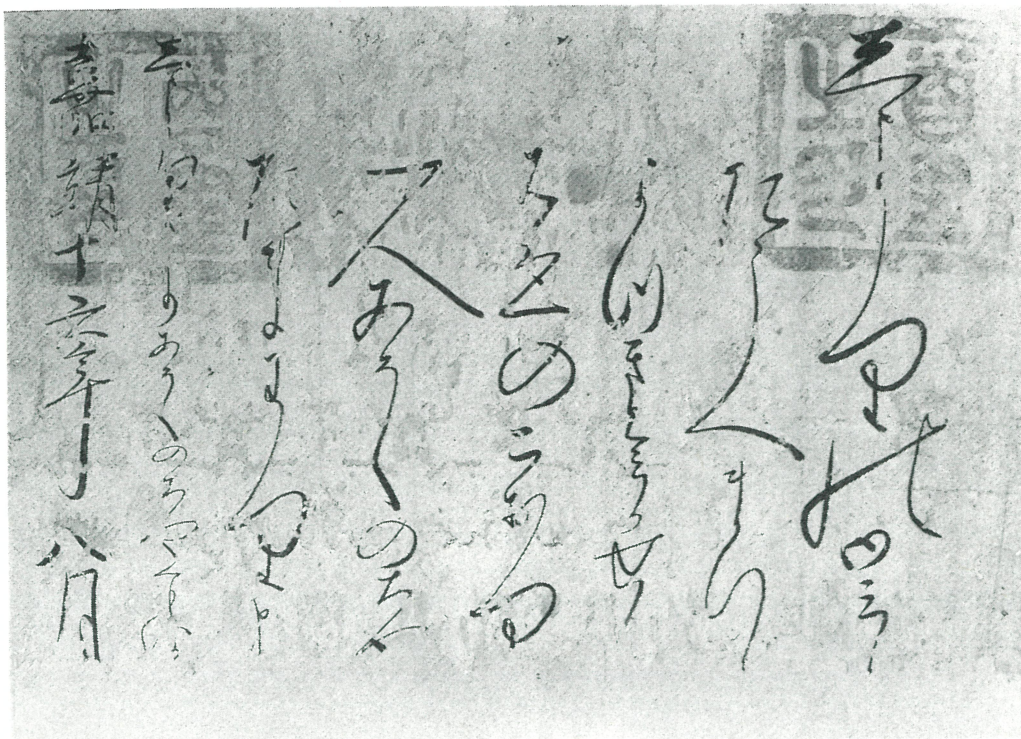
萬曆二十三年乙未十月九日卒壽八十三號松翁

五世儀間筑登之親雲上

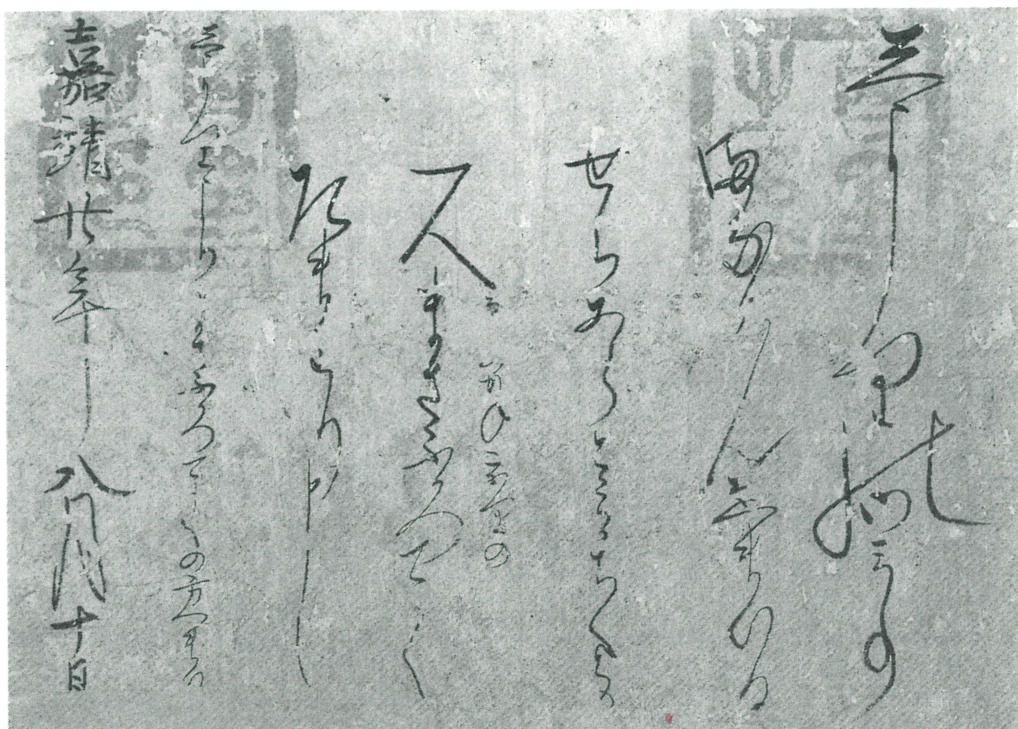
童名及唐名名乘生死共不傳行二

父眞孟

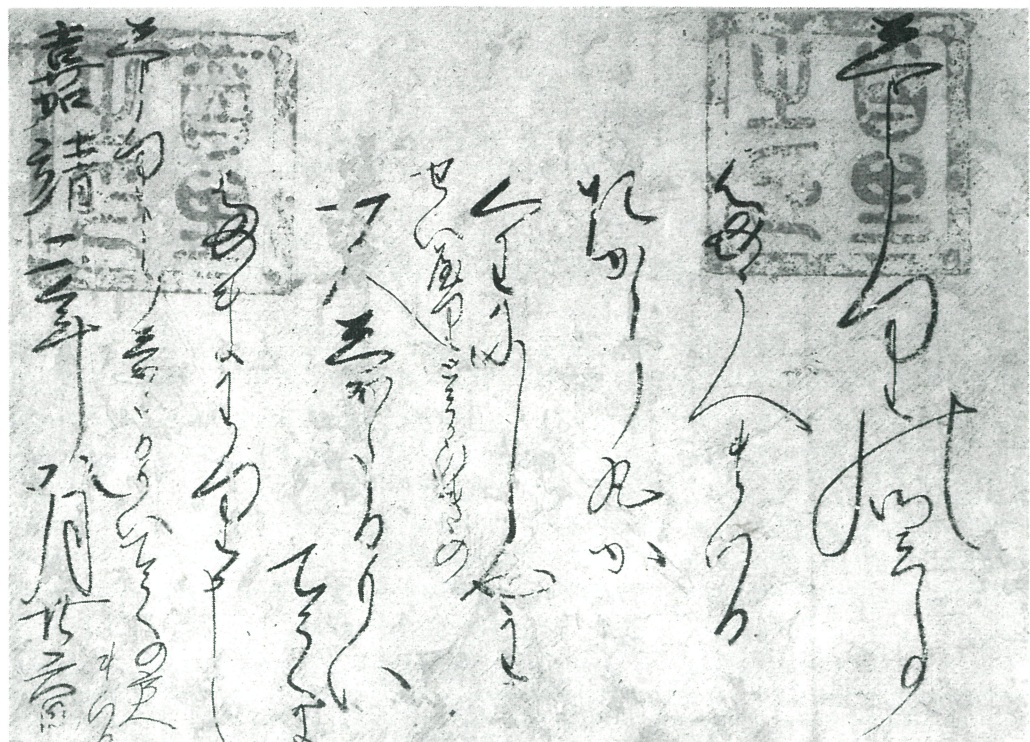
母泉崎村之人也號秋桂



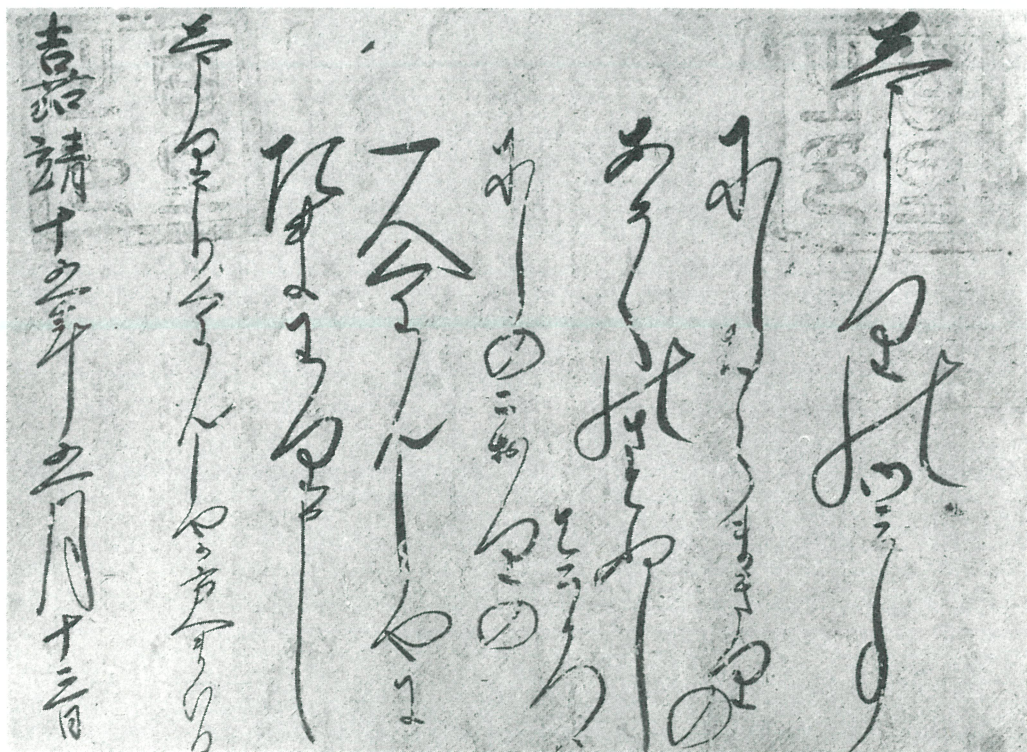
しよりの御ミ事/たうへまいる/よつきとミかせんとうハ/はゑのこおりの
の/一人あめくの大やくもいに/たまわり申候/しよりよりあめくの大や
くもいか方へまいる/嘉靖十六年八月廿日 『家譜』四世真孟/本年(嘉
靖十六丁酉)八月二十日為進貢事正議大夫陳賦長史蔡廷美赴中華之時為世
統富御船之使者到閩



しよりの御ミ事/まなはんゑまいる/せちあらとミかちくとのハ/
かねこほりの/一人まさふろてこくに/たまわり申候/しよりよりまさふ
ろてこくの方へまいる/嘉靖廿年八月十日 『家譜』五世真命/嘉靖二十五
年辛丑八月十日為勢治荒富筑登之役赴南蛮



しよりの御ミ事/たうへまいる/たから丸か/くわにしやわ/せいやりと
ミかひきの/一人しほたるもい/てこくに/たまわり申候/しよりよりし
ほたるもいてこくの方へ/まいる/嘉靖二年八月廿六日 『麻姓家譜』四
世真孟/嘉靖二年癸未八月二十六日為進貢謝恩正議大夫鄭繩長史金良赴閩
之時為宝丸御船之官舎到閩



しよりの御ミ事/にしはらまきりの/あめくのとぬし/ところハ/にし
のこおりの/一人くわんしやに/たまわり申候/しよりよりくわんしやか
方へまいる/嘉靖十五年五月十三日 『家譜』四世真孟/嘉靖十五年丙申
五月十三日任西原間切天久地頭職

4

1-25-14 国王尚真の、進貢のため長史蔡遷等を遣わす符文 (二五二七、九、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。
今、特に長史蔡遷等を遣わし、表文一通を齎捧し、寧字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の
長史一員 蔡遷
使者二員 馬參魯 馬加尼
通事一員 程祿 人伴一十九名
国王附搭の蘇木五千斤
正徳十二年(一五一七)九月十五日

右の符文は長史蔡遷・通事程祿等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』正徳十三年三月戊辰の条に記事がある。

1-25-15 国王尚真の、進貢謝恩のため長史金良等を遣わす符文 (二五二三、八、一七)

琉球国中山王尚真、進貢、謝恩等の事の為にす。
今、特に正議大夫鄭繩を遣わし、長史金良等と共に、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の
長史一員 金良
使者三員 寿達魯 馬南比 嘉満度 通事一員 蔡遷
人伴二十一名
国王附搭の蘇木二千斤・胡椒一千斤
嘉靖二年(一五二三)八月十七日

右の符文は長史金良・通事蔡遷等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖三年四月壬寅・己未の各条に記事があり、金良は入貢したが、鄭繩は風のために到達できなかったことがわかる。そのため鄭繩は、翌年福建に補貢している(『明実録』嘉靖四年三月戊寅条)。

1-25-16 国王尚真の、進貢のため長史金良等を遣わす符文 (二五二五、八、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。
今、特に長史金良・使者支刺嘉尼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の
長史一員 金良
使者三員 支刺嘉尼 金志良 嘉満度 通事一員 蔡瀚
人伴二十一名
国王附搭の胡椒一千斤
嘉靖四年(一五二五)八月十五日

右の符文は長史金良・通事蔡瀚等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 符文

注(1) 蔡瀚 一五〇二一六六年。屋良親雲上。久米村蔡氏(儀間家)六世。のち正議大夫となる。渡明は五回に及ぶ(『家譜(二)』二五三頁)。

1-25-17 世子尚清の、進貢のため長史蔡瀚等を遣わす符文 (二五二九、八、一五)

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。
今、特に長史蔡瀚・使者馬吾刺等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。天字号小船一隻に坐駕して馬二匹・硫黄五千斤、通事林盛の船内に、馬二匹・硫黄五千斤を附送し、共に一万斤・馬四匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の
長史一員 蔡瀚
使者一員 馬吾刺
都通事一員 梁椿

嘉靖四年八月十五日

人伴十九名

存留在船使者一員 馬益志 人伴二名

存留在船通事一員 金昇 人伴二名

管船火長・直庫二名 林濬 馬加泥

梢水一百二十一名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は正議大夫陳賦及び通事金昇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢慶賀等の事の為にす 執照

1-29-26 国王尚清の、進貢慶賀のため長史蔡廷美等を遣わす執照

（一五三七、八、二〇）

琉球国中山王尚清、進貢、慶賀等の事の為にす。

今、特に正議大夫陳賦を遣わし、長史蔡廷美等とともに表箋文各一通を齎捧せしむ。字字号海船一隻に坐駕し、馬八匹・硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十二号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡廷会等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及

び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡廷美

使者一員 寿達路

通事一員 林喬

人伴十七名

存留在船使者二員 賈滿度 錢林

存留在船通事一員 蔡廷会 人伴六名

管船火長・直庫二名 金鼎 戴刺

梢水共に一百七名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は存留在船通事蔡廷会等に付し、此れに准ぜしむ事の為にす 執照

注（一）金鼎 一五二一六〇年。久米村金氏（具志堅家）四世。火

長や都通事として明や暹羅、大泥に総計四回渡航した（『家譜

（二）五六頁）。

1-29-27

国王尚清の、進貢のため長史梁梓等を遣わす執照

（一五三九、八、一）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

特に長史梁梓・使者源徳等を遣わし、表文一通を齎捧して宙字号小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢せしむ。所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十号半印勘合執照を給して存留在船都通事梁頭等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁梓

使者一員 源徳

通事一員 金昇

人伴十七名

存留在船使者一員 錢林 従人二名

存留在船都通事一員 梁頭 従人三名

管船火長・直庫二名 金鼎 呉羅

梢水共に九十三名

嘉靖十八年（一五三九）八月初一日

右の執照は存留在船都通事梁頭等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 執照

注（一）梁頭 対応する符文（二五二二二）には存留在船通事とある。

1-29-28

国王尚清の、進貢の方物を分載して都通事林喬等を遣わす執照

（一五三九、八、一）

琉球国中山王尚清、進貢の方物を護送する事の為にす。

今、都通事林喬を遣わし、使者慈努等とともに、夷梢を率領して小船一隻を撐駕し、馬二匹・硫黄一万斤を装載し、護送して前來し貢に充て、仍お福建布政使司に赴き告稟して進収せしむる外、所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十八号半印勘合執照を給して都通事林喬等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十四号半印
勘合執照を給して都通事梁頤等に付し、収執して前去せしむ。如
し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 賈満度

副使二員 寿達路 鄔羅瑞

都通事三員 梁頤 蔡朝慶 金鼎

管船火長・直庫二名 陳繼章 吳刺水

梢水一百四十五名

嘉靖二十年（一五四一）九月初七日

右の執照は都通事梁頤等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-34 琉球国中山王尚清の、邁益紗等を仏大泥等の国へ遣わす執照
（一五四三、九、二八）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、正使邁益紗・都通事蔡朝慶等を遣わし、仁

1-42-35 琉球国中山王尚清の、邁志刺等を暹羅等の国へ遣わす執照
（一五五〇、一〇、八）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、特に正使邁志刺・通事金鼎等を遣わし、海
船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面
に前往して両平に交易し蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国し
て預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字六十一号半印
勘合執照を給して正使邁志刺等に付し、収執して前去せしむ。如
し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 邁志刺

副使三員 馬普度 鄔刺瑞 馬山路

通事二員 金鼎 沈文

管船火長・直庫二名 程偉 馬吾刺

梢水共に一百六十三名

嘉靖二十九年（一五五〇）十月初八日

字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥等の国の出
産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国
して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十八号半印
勘合執照を給して正使邁益紗等に付し、収執して前去せしむ。如
し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 邁益紗

副使三員 吳羅 鄔刺瑞 馬沙皆

都通事二員 蔡朝慶 金鼎

管船火長・直庫二名 林華 麻別度

梢水共に二百一十二名

嘉靖二十二年（一五四三）九月二十八日

右の執照は正使邁益紗・都通事蔡朝慶等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢等の
事の為にす 執照

右の執照は正使邁志刺・通事金鼎等に付し、此れに准ぜしむ

禮儀の
事の為にす 執照

注*本文書の船は遭風して太平山（宮古島）に流れ着き帰国した（家
譜（二）五七頁、「金氏家譜」四世通事鼎の条を参照）。

1-42-36 琉球国中山王尚清の、馬沙皆等を暹羅等の国へ遣わす執照
（一五五四、一一、六）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、特に正使馬沙皆・通事陳繼章等を遣わし、
海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地
面に前往して両平に交易し蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国
して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字七十一号半印
勘合執照を給して正使馬沙皆等に付し、収執して前去せしむ。如
し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

支密邇自不無願葉若遺之患其添公之為始遷之祖而湘祖等諸公之為支派也何無明乎雖然千載之下擅動古人遺譜即莫非誇張往哲自托於神明之胃若一有不當則獲戾之愆擢髮難數矣故大書特書悉依祖譜所圖而案中諸公不見于譜者皆另番一圖以示存信闕疑之意噫嘻觀是譜者翼翼小心忽然而生焉予愧僻處海外固陋無文何敢任作譜事但草創無人則世系從茲淪替余忝大夫之列亦與有責焉爰依祖譜例詳世次圖世系與子弟輩參考成之顏曰唐榮梁氏譜附于祖譜之末至于討論之修飾之潤色之余老矣將投簪解組築室山居以樂天年珥筆之事是所望於後人也夫

吳江梁氏見於舊案中而祖譜無徵者錄

添

通事湘

永樂年間奉 使為通事赴閩上京

通事復

洪熙元年乙巳為收買進貢貨物事奉 使為通事到暹羅國

通事振

洪熙元年乙巳十二月十七日為喪禮事奉 使為通事入閩赴京

長史回

宣德三年戊申二月十二日為謝恩事奉 使為長史入閩赴京

通事蜜祖

正議大夫椿

弘治十七年甲子七月十二日為進貢事奉 使為存留在船通事隨正議大夫程璉等入閩

程璉等入閩

嘉靖八年己丑八月十五日為進貢事奉 使為都通事隨長史蔡瀚等入閩赴京

嘉靖九年庚寅八月二十一日為預備下年進貢貨物事奉 使為都通事同正使益沙每等帶器等貨前往佛大泥國出產地兩平收買蘇木胡椒等物回國

嘉靖十二年癸巳正月二十一日為尋問消息事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩

賦等入閩

嘉靖十二年癸巳八月二十日為進貢事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩赴京

火長貴

正德二年丁卯八月十九日為進貢謝恩事奉 使為火長隨正議大夫程璉等入閩

正德七年壬申八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使益沙每等前往暹羅國收買蘇木胡椒等物回國

正德八年癸酉八月初七日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

火長實

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使佳

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

宣德六年辛亥為進貢事奉 使為通事同通事李同保等入閩

長史求保

宣德九年甲寅八月十五日為謝恩事奉 使為長史同通事李敬等入閩赴京

正統二年丁巳三月二十三日為朝貢事奉 使為長史同通事陳康等入閩赴京

正統三年戊午十月初四日為慶賀事奉 使為長史入閩赴京

正統四年己未四月初九日為慶賀事奉 使為長史同通事蔡讓等入閩赴京

正統五年庚申十月初六日為朝貢事奉 使為長史同使者楊布明泰入閩赴京

正統六年辛酉七月初六日為朝貢事奉 使為長史入閩赴京

通事振

宣德七年壬子八月十六日為謝恩并番貨事奉 使為通事同通事李教等入閩赴京

閩赴京

宣德九年甲寅八月十五日為謝恩事奉 使為通事隨長史梁求保入閩赴京

正統元年丙辰九月二十四日為謝恩事奉 使為通事同通事鄭長等入閩赴京

正統四年己未三月初六日為慶賀事奉 使為通事同使者由南結制到閩乞

船

通事德仲

宣德七年壬子九月三十日為禮儀事奉 使為通事到暹羅國

正統元年丙辰十月一日為禮儀事奉 使為通事同通事鄭智到暹羅國

正統二年丁巳八月十六日為禮儀事奉 使為通事同正使步馬結制坐順字

正議大夫椿

弘治十七年甲子七月十二日為進貢事奉 使為存留在船通事隨正議大夫程璉等入閩

程璉等入閩

嘉靖八年己丑八月十五日為進貢事奉 使為都通事隨長史蔡瀚等入閩赴京

嘉靖九年庚寅八月二十一日為預備下年進貢貨物事奉 使為都通事同正使益沙每等帶器等貨前往佛大泥國出產地兩平收買蘇木胡椒等物回國

嘉靖十二年癸巳正月二十一日為尋問消息事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩

賦等入閩

嘉靖十二年癸巳八月二十日為進貢事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩赴京

火長貴

正德二年丁卯八月十九日為進貢謝恩事奉 使為火長隨正議大夫程璉等入閩

正德七年壬申八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使益沙每等前往暹羅國收買蘇木胡椒等物回國

正德八年癸酉八月初七日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

火長實

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使佳

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

長史梓

嘉靖二年癸未八月十七日與蔡廷美鄭富蔡浩共奉

王命為官生入南京國子監讀書習禮此時共蒙

國王恩賜胡椒八百斤叩謝即搭貢船前去

嘉靖十四年乙未二月初八日為謝恩事奉 使為都通事隨王旧毛實等入閩赴京

嘉靖十八年己亥八月一日為進貢事奉 使為長史同通事金昇等入閩赴京

正議大夫炫

室蔡氏真加戶法名妙月正議大夫屋良蔡瀚女

嘉靖二十六年丁未三月七日為進貢謝恩事奉 使為通事隨正議大夫陳賦

長史蔡廷會等入閩赴京

嘉靖二十八年己酉二月十三日為進貢事奉 使為通事隨正議大夫梁顯等

入閩赴京

嘉靖三十年辛亥八月十六日為進貢事奉 使為長史同正議大夫蔡廷會等

入閩赴京

嘉靖三十二年癸丑二月初十日為進貢事奉 使為長史同都通事鄭憲等入

閩赴京

三世宗和 田名親雲上

童名保金唐名梅條昌行一天啓五年乙丑五月二十日生

父宗好

母富氏眞蟻甲

室張氏東風平筑登之親雲上宗自女眞滿号花岳

長男宗賀

長女思戸 順治六年己丑正月三日生嫁于吳氏石川親雲上

政博雍正八年庚戌十月二十三日死壽八十二

次女眞龜 順治十二年乙未二月四日生嫁于楊春榮山口親雲上康熙

五十二年癸巳十二月二十一日死壽六十五号恭淑

三女眞牛 順治十四年丁酉十月十六日生嫁

于曲氏新垣筑登之親雲上重休

次男(宗文) 田名筑登之親雲上

別有家譜

新参關姓家譜 正統

紀 録

新参一世憑武 嘉手納親雲上

童名眞三良唐名關忠勇崇禎十五年壬午三月二十五日生

父大見武筑登之親雲上

母宮城筑登之親雲上女玉津

室無系大見武筑登之親雲上女武樽金

新参長男憑房

尚質王世代

順治十三年丙申八月二十日結欝髻

康熙二年癸卯為壺細工赤八卷頂戴

に乗船し、各々四人の同伴を持つという形にはぼ定着した。

なお在船通事は乗船した船の執照をあげた。

(3) 楊春榮 この時の執照(三四一三)では楊國盛とある。

世子尚貞の、進貢のため耳目官富茂昌等を遣わす符文

(一六七〇、一〇、一三)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。查照するに、康熙九年(一六七〇)は歳、貢期に当れば敢えて愆越せず。此の為に、耳目官・正議大夫・使者・都通事等の官の富茂昌・蔡国器・梁邦翰等を遣わし、表・杏を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬十四・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる鬚煙五十匣・番紙二万張・蕉布一百匹を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十七号半印勘合符文を給して都通事梁邦翰等に付し、収執して前去せしむ。如し経

同四年乙巳六月二十八日為進貢事正議大夫鄭思善吉親雲上勢頭毛氏浜比嘉親雲上盛勝將赴中華之時為小唐官舍然処薩州有命令者就先年唐之乱融中絶而於今進貢之始也可遣大和横目云云因茲代蔡氏小橋川親雲上由政被召留也

尚貞王世代

康熙九年庚戌為進貢事耳目官吳氏新田親雲上宗則正議大夫蔡国器大宜味親雲上赴中華之時為大(唐)船才府同十一月十五日那霸開船入闕十年辛亥七月罹重病雖療治醫藥無驗至同八日不祿享年四十七号元信

康熙八年己酉探船才府李氏當銘筑登之親雲上由全官舍智氏米玉城親

雲上武矩赴中夏之時為大五主到闕已事而翌年四月歸國

康熙九年庚戌四月二十一日叙筑登之座敷

本年十一月進貢大唐船才府梅氏田名親雲上宗和官舍都氏渡口親雲上

正弘赴中夏之時為大五主到闕已事而同十一年壬子六月歸國

康熙十一年壬子十月十五日叙黃冠

康熙十二年癸丑三月進貢使向氏名嘉眞親雲上朝衆正議大夫蔡彬喜友

名親雲上赴中夏之時為北京宰領赴闕三月十八日到于定海賊船大小十

三艘自兩面來圍遶而攻擊自辰時攻日中相戰負此幸免死時好風送乘船

去過五門邊賊懼守禦船退去是以得平安抵闕安鎮也同十一月十一日福

州起身甲寅正月到北京已事赴於福州之道至于江南時靖南王叛而發兵

因茲道路難通留滯於蘇州四年丙辰十月靖南王降矣故得回福建同八月

歸國

康熙十九年庚申十一月進貢使毛氏識名親雲上安依正議大夫梁邦翰國

吉親雲上赴中夏之時為北京宰領到闕同二十一年壬戌六月歸國

康熙二十二年癸亥十一月謝恩王舅毛氏池城親方安憲紫金大夫王明佐

國場親方赴中夏之時為北京宰領到闕次年二月福州起身到於杭州白糸

過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 富茂昌 人伴十二名

正議大夫一員 蔡国器 人伴十二名

都通事一員 梁邦翰 人伴六名

使者四員 吉逢原 鄭明恵 蔡守善 都久治 人伴十六名

在船都通事一員 林士奇 人伴三名

在船通事一員 阮世隆 人伴三名

留辺通事一員 鄭弘良 人伴三名

管船火長・直庫四名 毛鳳彩 魏士哲 恵之仁 高自廉

右の符文は都通事梁邦翰等に付し、此れに准ぜしむ

康熙九年(一六七〇)十月十三日

符文

注*この進貢については『清実録』康熙十年八月戊申の条に記事がある。なお、この進貢の際、小船は船ごと海賊に奪われ、乗員の一部が、上陸した厦門から福州に逃れた。帰国後、薩摩で審問を受けた蔡国器の家譜(『家譜(二)』二九八頁)に、その詳細な記述がある。又、『中山世譜附卷』卷二、康熙十二年に、この時奪われた銀両が、長崎に来航した中国商船より没収され、琉球に返却さ

【出典一覧】

- 資料 1 : 『那覇市史 資料篇第一卷七 家譜資料三』 pp.592-593
資料 2 : 『歴代宝案 訳注本第 6 冊』 pp.42-43
資料 3 : 『那覇市史 資料篇第一卷七 家譜資料三』 pp.581-582
資料 4 : 『企画展 田名家所蔵品展—ある首里士族の 400 年』 pp.8-9
資料 5 : 『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.42-43
資料 6 : 『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.152-153
資料 7 : 『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.446-447
資料 8 : 『那覇市史 資料篇第一卷六 家譜資料二 (下)』 p.753,758
資料 9 : 『那覇市史 資料篇第一卷八 家譜資料四』 p.428,82、『歴代宝案 訳注本第 2 冊』
p.89